

最高裁秘書第3510号

平成28年11月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成28年3月29日付け（同月30日受付，最高裁秘書第1095号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
 - (1) 弁護士任官希望者に対する，司法研修所における成績の開示申出制度が利用された件数が分かる文書（平成13年から平成27年まで）
 - (2) 元司法修習生に対する，成績通知申出制度が利用された件数が分かる文書（平成13年から平成27年まで）
- 2 開示しないこととした理由
 - 1の各文書は，作成又は取得していない。

